

八代市告示第24号

悪臭防止法に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び特定悪臭物質の排出に係る規制基準

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条並びに第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、八代市の区域に係る工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び規制地域内における特定悪臭物質の排出に係る基準（以下「規制基準」という。）を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成22年4月16日八代市告示第47号（悪臭防止法に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質の排出を規制する地域の指定及び特定悪臭物質の排出に係る規制基準）は、平成24年3月31日限り、廃止する。

平成24年3月30日

八代市長 福島和敏

法第3条の規定に基づき、規制地域を1のとおり指定し、同法第4条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づき、規制基準を2のとおり定める。

1 規制地域

八代市の全区域

2 規制基準

- (1) 法第4条第1項第1号に定める敷地境界線における規制基準は、次表に掲げるとおりとする。

特定悪臭物質名	大気中の許容濃度
アンモニア	1 p p m
メチルメルカプタン	0. 0 0 2 p p m
硫化水素	0. 0 2 p p m
硫化メチル	0. 0 1 p p m
二硫化メチル	0. 0 0 9 p p m
トリメチルアミン	0. 0 0 5 p p m
アセトアルデヒド	0. 0 5 p p m
プロピオンアルデヒド	0. 0 5 p p m
ノルマルブチルアルデヒド	0. 0 0 9 p p m
イソブチルアルデヒド	0. 0 2 p p m
ノルマルバレルアルデヒド	0. 0 0 9 p p m
イソバレルアルデヒド	0. 0 0 3 p p m

イソブタノール	0.9 ppm
酢酸エチル	3 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm
トルエン	10 ppm
スチレン	0.4 ppm
キシレン	1 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm
ノルマル酪酸	0.006 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm

- (2) 法第4条第1項第2号に定める事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準は、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「省令」という。）第3条に定める方法により算出して得た流量とする。
- (3) 法第4条第1項第3号に定める事業場から排出される排出水に含まれるものの当該事業場の敷地外における規制基準は、省令第4条に定める方法により算出して得た濃度とする。